

# 同一労働同一賃金

## 同一労働同一賃金の 具体例④

朋労務コンサルタントオフィス所長  
(一社)名北労働基準協会  
労働相談室相談員  
社会保険労務士  
**藤原朋子** 6

6

多くの会社では、就業規則で様々な福利厚生その他について定めています。例えば、病気やケガによって一時的に働くことができなくなってしまつたときに、一定の期間、休んで療養に専念し、治つたら復職することができる制度を規定していましたり、結婚や出産、親族の死亡については有給で休むことができるようになりして、社員が継続して勤務していくような制度を設けています。ただし、こうした制度の対象が、正社員に限定され、短時間労働者や有期雇用労働者については適用を

来年4月から施行される「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（現在のパートタイム労働法）では、短時間労働者や有期契約労働者に対する通常の労働者（一般的には正社員）との不合理的な待遇差を禁止していくが、これは賃金に限ったものではありません。上記のような福利厚生についても、同様に不合理な待遇差を禁止していくことになります。

しているが、週2日の短日勤務の短時間労働者に対する対応は、勤務日の振替での対応を基本としつつ振替が困難な場合のみ慶弔休暇を付与している。



休暇などの慶弔休暇は、  
その事象が起つたこと  
に対する休暇と定義する  
会社が多いでしょう。そ  
して、その事象が起る  
ことには正社員も非正規  
社員も差はないはずです。  
1週間の所定労働日数が  
少ないパート・アルバイト  
は振替勤務が可能な場

【問題とならない例】通  
○慶弔休暇について、通常の労働者と同様の出勤日が設定されている短時間労働者に対しては、通常の労働者と同様に付与して「問題にならない例」を挙げています。

○長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償の趣旨で付与していることから、通常の労働者に対し勤続10年で3日、20年で5日、30年で7日という休暇を付与

合もありますが、毎日勤務している短時間労働者や有期雇用労働者も慶弔休暇の対象外とするとなれば、それは不合理な待遇差と判断される可能性があると思われます。

社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング

社会保険加入、就業規則作成・改訂、労働トラブル解決、マイナンバー制度に対応いたします

☎ 052-961-0763 · FAX 052-228-0302

ホワイト企業推進社会保険労務士協議会

※当法人の活動趣旨に賛同し、活動に  
ご協力頂ける社会保険労務士の先  
生を募集しています!!